告示

○文部科学省告示第百十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正

（彫刻の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
銅造釈迦如来倚像　一軀	大正二年内務省告示第二十五号		銅造釈迦如来倚像　一軀	宗教法人深大寺	東京都調布市深大寺元町五―一五―一
乾漆維摩居士坐像　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号		木造維摩居士坐像　一軀	宗教法人光明宗法華寺	奈良県奈良市法華寺町八八二

（書跡・典籍の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書法華経（久能寺経）　四巻 薬草喩品ニ右衛門尉資経、涌出品ニ女御殿女房伯耆殿、随喜功徳品ニ故入道右府之尼姫君、勧発品ニ大皇大后宮等トアリ	昭和九年文部省告示第二十三号		法華経（久能寺経）　四巻	武藤治太	兵庫県神戸市東灘区森北町五―四―一

（考古資料の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
大和東大寺山古墳出土品 一、金錯銘花形飾鐶頭大刀　一口 中平□□五月丙午在銘 一、花形飾鐶頭大刀　二口 一、家形飾鐶頭大刀　二口 一、刀剣類 素鐶頭大刀身　五口 大刀身　一口 刀身　一口 剣身　十三口 一、鉄鏃　一括 一、銅鏃　一括 一、巴形銅製品　七箇 一、玉類 硬玉勾玉　七箇 碧玉管玉　一括 棗玉　五箇	昭和四十七年文部省告示第七十八号		奈良県東大寺山古墳出土品 一、金錯銘花形飾環頭大刀　一口 中平□□五月丙午の銘がある 一、花形飾環頭大刀　二口 一、家形飾環頭大刀　二口 一、金属製品　二百四十九点 一、石製品　百二点 一、玉　五十九点 一、有機質製品残欠　二点 附一、銅鏃残欠　九点 一、石製品残欠　一括 一、埴輪残欠　四点	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九